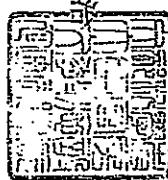




26施企第6号
平成26年6月20日

各都道府県教育委員会施設主管課長
各指定都市教育委員会施設主管課長
各都道府県私立学校担当部課長
各都道府県公立大学施設担当部課長
各國公私立高等専門学校施設担当部課長
各大学共同利用機関法人施設担当部課長
各文部科学省施設等機関施設担当部課長
各文部科学省特別の機関施設担当部課長
各文部科学省独立行政法人施設担当部課長
日本私立学校振興・共済事業団施設担当部課長
公立学校共済組合施設担当部課長

文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長
山下



(印影印刷)

「石綿障害予防規則の一部を改正する法律」及び「大気汚染防止法の一部を改正する法律」等の施行に伴う学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について（周知）

学校等におけるアスベスト対策については、これまで別添1の一覧に示す通知等により、各設置者等において適切な対応をお願いしてきましたところです。

このたび、「石綿障害予防規則の一部を改正する省令」（平成26年厚生労働省令第50号。以下「改正省令」という。）が平成26年6月1日から施行されることから、別添2のとおり、厚生労働省労働基準局長から都道府県労働局長に対し、改正省令の内容等について周知する通知が発出されました。

また、「大気汚染防止法の一部を改正する法律」（平成25年法律第58号。以下「改正法」という。）についても、閣連政省令とともに平成26年6月1日から施行されることから、別添3のとおり、環境省水・大気環境局長から都道府県知事等に対し、改正法等の内容等について、周知する通知が発出されました。

今回の改正省令の施行により、吹き付けられた石綿等のほか、石綿等が使用される張り付けられた保温材、耐火被覆材等についても、損傷等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととなるほか、改正法等の施行により、これまで、解体等工事の施工者が行うべきこととされている特

定粉じん排出等作業※1を伴う建設工事の実施の届出について、解体等工事の発注者は自主施工者が行うこととなります。(別添2、3参照)
なお、石綿等が使用されている張り付けられた保温材、耐火被覆材等について、今後、使用実態調査の実施及び対策状況のフォローアップ調査を実施する予定ですので、調査漏れのないよう、改めて現状を把握※2しておくなど事前の対応をお願いします。
このことについて、遺漏なきよう取り計らうとともに、都道府県教育委員会施設主管課長においては域内の市町村教育委員会施設主管課長に対し、また、都道府県私立学校担当課長においては所轄の私立学校(専修学校、各種学校を含む)に対して、それぞれ周知を図られるようお願いします。

※1 特定粉じん排出等作業とは、「吹き付けられた石綿」並びに、「石綿を含有する張り付けられた断熱材、保温材及び耐火被覆材」が使用されている建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業をいう。

※2 石綿障害予防規則第1条第2項：事業者は、石綿を含有する製品の使用状況等を把握し、当該製品を計画的に石綿を含有していない製品に代替するよう努めなければならない。

(参考)

- [厚生労働省ホームページ]
○労働者の石綿ばく露防止措置の実施に係る技術上の指針について
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijin/sekimen/jigyo/ryuijikou/index.html
- パンフレット(参考1参照)
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakujouhou-11300000-Roudouki_junkyoukanzeniseibu/0000041832.pdf

[環境省ホームページ]

- 石綿(アスベスト)問題への取組をご案内します。
<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>
- パンフレット(参考2参照)
http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/pamph_demolish.pdf

[国土交通省ホームページ]

- 建築物石綿含有建材調査者制度について
http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/build/jutakukentiku_house_tk_000050.html
- 一般社団法人日本環境衛生センター「建築物石綿含有建材調査者講習修了者情報」
<http://www.jesc.or.jp/info/asbestos/02.html>

(本件連絡先)

大臣官房文教施設企画部施設企画課
指導第二係 岩井、秋山
電話 : 03-5253-4111 (内線2292)
E-mail : yiwai@mext.go.jp, ayuuki@mext.go.jp

学校施設等のアスベスト対策に関する通知一覧

件名	日付／番号
1 S62. 11. 11 62国施指第4号	アスベスト（石綿）による大気汚染の未然防止等について（通知）
2 S63. 7. 9 63国施指第4号	吹き付けアスベスト（石綿）粉じん飛散防止処理技術等に関する参考資料の送付について
3 H15. 10. 31 事務連絡	学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について
4 H17. 3. 7 事務連絡	学校施設等におけるアスベスト（石綿）対策について
5 H17. 7. 29 17文科施第154号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について（依頼）
6 H17. 9. 29 17文科施第213号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の中間報告の結果及び当面の対応について（通知）
7 H17. 11. 29 17文科施第273号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果及び対策に関する留意事項について（通知）
8 H17. 12. 26 17文科施第321号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査について（依頼）
9 H18. 3. 16 17文科施第438号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査の結果について（通知）
10 H18. 6. 30 18文科施第148号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査について（依頼）
11 H18. 7. 3 事務連絡	アスベスト対策工事を行う際の安全対策について
12 H18. 7. 26 事務連絡	建築物等の解体等の作業におけるアスベストばく露防止対策の徹底について
13 H18. 10. 13 18文科施第321号	学校等におけるアスベスト（石綿）対策について（通知）
14 H18. 10. 13 18文科施第322号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査（補足調査）について（依頼）
15 H18. 10. 31 18文科施第347号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査の結果について（通知）
16 H18. 12. 26 18文科施第430号	学校施設等における吹き付けアスベスト等使用実態調査（補足調査）の結果について（通知）
17 H19. 3. 5 18施施企第61号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ等について（依頼）
18 H19. 7. 20 19施企第7号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について（通知）
19 H19. 9. 28 19文科施第231号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について（依頼）
20 H20. 1. 22 19文科施第380号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果等について（通知）
21 H20. 2. 15 19文科施第419号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査等の結果による石綿等の使用の有無の分析調査の徹底等について（通知）
22 H20. 3. 31 19文科施第493号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査等について（通知）
23 H20. 7. 11 20文科施第145号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について（通知）
24 H20. 7. 18 事務連絡	建材中の石綿含有率の分析方法等に係る留意事項について
25 H20. 9. 12 H20. 10. 21 20文科施第250号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について（通知）
26 H20. 10. 21 事務連絡	学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態把握の留意事項について
27 H20. 12. 25 20文科施第395号	学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について（通知）
28 H21. 2. 19 事務連絡	石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について

学校施設等のアスベスト対策に関する通知一覧

件名	日付／番号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査について(依頼)	H21. 3. 25 20文科施第8020号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査の結果について(通知)	H21. 7. 24 21文科施第6199号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について(依頼)	H21. 9. 8 21文科施第55号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について(通知)	H21. 12. 21 21文科施第322号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査について(依頼)	H22. 3. 31 21文科施第655号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の使用実態調査の結果について(通知)	H22. 7. 12 22文科施第202号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について(依頼)	H22. 9. 10 22文科施第294号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について(事務連絡)	H22. 12. 27 36事務連絡
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について(通知)	H22. 12. 27 3722文科施第472号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況について	H23. 3. 24 38事務連絡
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について(依頼)	H23. 9. 13 3923文科施第347号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について(依頼)	H24. 2. 17 40H24. 2. 17 23文科施第602号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について(通知)	H24. 9. 25 4124文科施第303号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について(通知)	H25. 1. 18 4224文科施第481号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等について(依頼)	H25. 9. 20 4325文科施第248号
学校施設等における吹き付けアスベスト等の対策状況フォローアップ調査等の結果について(通知)	H25. 12. 25 4425文科施第385号

基発0423第6号
平成26年4月23日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について

石綿障害予防規則の一部を改正する省令(平成26年厚生労働省令第50号。以下「改正省令」という。)が平成26年3月31日に公布され、平成26年6月1日から施行することとされたところであるが、その改正の趣旨、内容等については、下記のとおりであるので、その施行に遗漏なきを期したい。

記

第1 改正の趣旨

改正省令は、「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」における検討の結果を踏まえ、労働者の石綿ばく露防止対策の一層の充実を図るため、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号。以下「石綿則」という。)の改正を行ったものである。

第2 改正の要点

1 石綿則の一部改正(改正省令本則関係)

(1) 石綿等が使用されている保溫材、耐火被覆材等(以下単に「保溫材、耐火被覆材等」という。)が張り付けられた建築物等における業務に係る措置(石綿則第10条関係)

ア 事業者は、その労働者を就業させる建築物等の壁等又は当該建築物等に設置された工作物(イ及びウに規定するものを除く。)に張り付けられた保溫材、耐火被覆材等が損傷等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、当該保溫材、耐火被覆材等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講じなければならないこととしたこと。

イ 事業者は、その労働者を臨時に就業させる建築物等の壁等又は当該建築物等に設置された工作物(ウに規定するものを除く。)に張り付けられた保溫材、耐火被覆材等が損傷等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、労働者に呼吸用保護具及び作業衣又は保護衣を使用させなければならないこととしたこと。

ウ

建築物貸与者は、当該建築物の貸与を受けた二以上の事業者が共用する廊下の壁等に張り付けられた保温材、耐火被覆材等が損傷等により石綿等の粉じんを発散させ、及び労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、アの措置を講じなければならないこととしたこと。

(2)

保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業に係る措置（石綿則第3条から第9条まで、第13条、第14条、第27条関係）

ア 保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業を行う場合についても、石綿等の使用の有無の事前調査（第3条）、作業計画の策定（第4条）、作業の届出（第5条）、石綿等の使用の状況の通知（第8条）、建築物の解体工事等の条件（第9条）及び特別教育の実施（第27条）の規定を適用することとしたこと。ただし、第5条の適用については、保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業のうち、石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限るものであること。

イ 保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものであって、かつ、囲い込みの作業にあっては、石綿等の切断、穿孔、研磨等を伴うものに限る。）を行う場合についても、石綿等の除去等に係る隔離等の措置（第6条）の規定を適用することとしたこと。

ウ 保温材、耐火被覆材等の囲い込みの作業（石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるものに限り、かつ、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴うものを除く。）を行う場合についても、作業場所への立入禁止等の措置（第7条）、石綿等の切断等の作業に係る措置（第13条）及び呼吸用保護具等の使用（第14条）の規定を適用することとしたこと。

(3) 吹き付けられた石綿等の除去等に係る隔離等の措置（石綿則第6条関係）

第6条第1項各号に規定する吹き付けられた石綿等又は保温材、耐火被覆材等の除去、封じ込め又は囲い込みの作業（囲い込みの作業にあっては、石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴うものに限る。以下「石綿等の除去等」という。）に労働者を従事させるとときに、事業者が講じなければならない措置として、次のものを加えること。

ア 石綿等の除去等を行う作業場所には、前室に加え、洗身室及び更衣室を設置すること。これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するように互いに連接させること。

イ 前室を負圧に保つこと。

ウ 隔離を行った作業場所において初めて石綿等の除去等の作業を行う場合には、当該作業を開始した後速やかに、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検すること。

エ その日の作業を開始する前に、前室が負圧に保たれていることを点検すること。

オ ウ又はエの点検を行った場合において、異常を認めたときは、直ちに石綿

等の除去等の作業を中止し、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他の必要な措置を講ずること。

2 施行期日(改正省令附則第1条関係)

改正省令は、平成26年6月1日から施行することとしたこと。

3 経過措置(改正省令附則第2条、第3条及び第4条関係)

(現に行われている作業に関する経過措置)

(1) 平成26年6月1日において現に行われている石綿等の除去等については、改正省令による改正後の石綿則(以下「新石綿則」という。)第6条第2項

号のろ過集じん方式の集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無の点検は、平成26年6月1日以後に初めて当該作業を行う場合に実施することとしたこと。

(2) 平成26年6月1日において現に行われている保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込み(石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴うものに限る。)の作業については、新石綿則第4条、第6条及び第27条第1項の規定は適用しないこととしたこと。

(3) 平成26年6月1日において現に行われている保温材、耐火被覆材等の囲い込みの作業(石綿等の切断、穿孔、研磨等の作業を伴うものを除く。)については、新石綿則第4条、第7条、第13条及び第27条第1項の規定は適用しないこととしたこと。

(届出に関する経過措置)

(4) 保温材、耐火被覆材等の封じ込め又は囲い込み(石綿等の切断、穿孔、研磨等を伴うものに限る。)であって、平成26年7月1日前に開始されたものについては、新石綿則第5条の規定は、適用しない。

(罰則に関する経過措置)

(5) 改正省令の施行の日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によることとしたこと。

第3 細部事項

1 石綿則の一部改正関係

(1) 第5条及び第7条関係

ア 第5条第1項第2号の「石綿等の粉じんを著しく発散するおそれがあるもの」とは、平成17年3月18日付け基発第0318003号記の第3の2(3)イと同様であること。

(2) 第6条関係

ア 第2項第3号の「洗身室」とは、シャワー(エアーシャワーを含む。)等の身体に付着した石綿等を洗うための設備を備えた洗身を行うための室をいうこと。

イ 第2項第3号の「更衣室」とは、更衣を行うための室をいい、汚染を拡げないため作業用の衣服等と通勤用の衣服等とを区別しておくことができるものであること。

ウ 第2項第3号の「これらの室の設置に当たっては、石綿等の除去等を行う作業場所から労働者が退出するときに、前室、洗身室及び更衣室をこれらの順に通過するよう互いに連接させること」とは、作業場所から労働者が退出する際に、石綿等の粉じんが作業場所の外部へ持ち出されることを防ぐため、前室を経由し、洗身室において体に付着した石綿等を洗い、更衣室において更衣を行い退出する趣旨であること。

なお、同号の趣旨を踏まえると、前室に洗身室及び更衣室を連接させた場合でも、隔壁措置を行った作業場所以外の場所で石綿等を取り扱う作業を労働者が行っている場合は、当該労働者は、前室に連接した洗身室内の洗浄設備及び更衣室を使用することは適切ではないため、当該労働者に使用するために、第31条に基づく洗身設備及び更衣設備は、前室に連接した洗身室及び更衣室とは別に設ける必要があること。

エ 第2項第4号の「前号の前室を負圧に保つ」とは、石綿等の除去等を行う作業場所に設置したろ過集じん方式集じん・排気装置が適正に作動し、作業場所及び前室の空気を排出することで負圧を保つことをいい、前室にろ過集じん方式集じん・排気装置を設置することを求めるものではないことに留意すること。

オ 第2項第5号の「ろ過集じん方式集じん・排気装置の排気口からの石綿等の漏えいの有無を点検」は、建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針（技術上の指針公示第20号。以下「新技術指針」という）の2-2-2(6)に定める計測機器を使用して行うこと。

点検に当たっては、作業開始後に排気口のダクト内部の空気を採気し、粉じんが検出されないこと、又は作業開始前に集じん・排気装置を稼働させ、排気口のダクト内部の粉じん濃度が一定濃度まで下がって安定したことを確認のうえ、作業開始後に排気口のダクト内部の粉じん濃度が作業開始前と比較して上昇していないことを確認すること。

なお、例えば以下に掲げる場合のように、石綿等の粉じんの漏えいの懸念が生じた場合には、その都度、集じん・排気装置を通した石綿等の粉じんの漏えいの有無の点検を行うことが望ましいこと。

- ・集じん・排気装置は、作業中、極力動かさず、静置させるべきであるが、やむを得ず、当該装置を動かした場合
- ・労働者が集じん・排気装置にぶつかった場合
- ・1次フィルタ又は2次フィルタの交換時にHEPAフィルタが壊れたおそれがある場合（HEPAフィルタは作業中に交換してはならないものであるから留意すること。）
- また、集じん・排気装置の設置時及び1次フィルタ又は2次フィルタの交

換の都度、フィルタ及びパッキンが適切に取り付けられていること等についても目視で確認すること。

カ 第2項第6号の「その日の作業を開始する前」とは、一日の石綿等の除去等の作業のうち最初に行うものの前の時点をいうものであること。なお、昼休み等で一旦作業を中止し、集じん・排気装置を停止させた場合にも、次の作業を開始する前に負圧の点検を行うことが望ましいこと。

キ 第2項第6号の「前室が負圧に保たれていることを点検」は、新技術指針の2-2-2(5)に定める方法により、負圧であること、又は外部から前室への空気の流れを確認すること。

ク 第2項第7号の「ろ過集じん方式の集じん・排気装置の補修又は増設その他必要な措置」の「その他必要な措置」には、フィルターの装着の不具合の修繕、集じん・排気装置の交換、集じん・排気装置の機能によりその吸気量を増やすこと、前室の出入口以外の空気の漏えい箇所の密閉等、異常の原因を改善するための措置が含まれ、それらの措置により異常が解消される必要があること。

また、同号の「前項各号に掲げる作業を中止」は、集じん・排気装置が正常に稼働し、排気口からの石綿等の漏えいがなく、前室が負圧に保たれる状態に復帰するまでの間、作業を中止することを求めるものであること。

なお、集じん・排気装置の排気口から石綿等の粉じんが漏えいしていることが確認された場合には、関係労働者にその旨を知らせるとともに、当該漏えいにより石綿等にばく露した労働者については、第35条第4項に基づく記録が必要となること。

(3) 第10条関係

ア 「張り付けられた保温材、耐火被覆材等」には、天井裏等通常労働者が立ち入らない場所に張り付けられた保温材、耐火被覆材等で、石綿等を含有しない建材等で隔離されているものは含まないものであること。

イ 損傷等によりその粉じんを発散させている保温材、耐火被覆材等の用い込みの作業は、石綿等の切断、穿孔、研磨等を伴わない場合であっても、石綿等の粉じんに労働者がばく露するおそれがあることから、石綿等を取り扱う作業に該当するものとして石綿則の規定の適用をうけるものであること。

第4 関係通達の改正

1 平成17年3月18日付け基発第0318003号通達の一部改正
平成17年3月18日付け基発第0318003号「石綿障害予防規則の施行について」の一部を次のように改正する。

記の第3の2の(7)のイ、ウ及びカ中「吹き付けられた石綿等」を「吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等」に改める。
記の第3の2の(7)のエ及びカ中「石綿等が吹き付けられている」を「石綿等が吹き付けられている又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等を使用した」に改める。

記の第3の2の(1)のクを次のように改める。

ク 第1項の調査については、「建築物石綿含有建材調査者講習登録規程」(平成25年7月30日国土交通省公示第748号)により国土交通省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者、石綿作業主任者技能講習修了者のうち石綿等の除去等の作業の経験を有する者、日本アスベスト調査診断協会に登録された者等石綿に関する一定の知見を有し、的確な判断ができる者が行うこと。

2 平成18年8月11日付け基発第0811002号通達の一部改正

平成18年8月11日付け基発第0811002号「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び石綿障害予防規則等の一部を改正する省令の施行等について」の一部を次のように改訂する。

記の第3の2の(7)のイ中「吹付け石綿等」を「吹付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等」に改める。

3 平成21年2月18日付け基発第0218001号通達の一部改正

平成21年2月18日付け基発第0218001号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行等について」の一部を次のように改訂する。

記の第3の1の(3)のクを次のように改める。

ク 第2項第4号の「前室」とは、隔離された作業場所の出入口に設けられる隔離された空間のことであること。

なお、前室内に洗浄設備を設けた場合であっても、洗身室を併設させる必要があること。

4 平成17年7月28日付け基発第0728008号通達の一部改正

平成17年7月28日付け基発第0728008号「石綿ばく露防止対策の推進について」の一部を次のように改訂する。

記の第2の1の(3)中「「建築物等の解体等の作業での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(平成24年5月9日付け技術上の指針公示第19号。以下「技術指針」という。)2-4(2)」を「建築物等の解体等の作業及び労働者が石綿等にばく露するおそれがある建築物等における業務での労働者の石綿ばく露防止に関する技術上の指針」(平成26年3月31日付け技術上の指針公示第21号。以下「技術指針」という。)2-1-4(2)」に改める。

記の第3の表題中「吹き付けられた石綿等」を「吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等」に改める。

記の第3の1の(2)中「吹き付けられた石綿等」を「吹き付けられた石綿等又は張り付けられた保温材、耐火被覆材等」に改める。

記の第3の2の(1)及び(2)中「吹付け材」を「吹付け材又は保温材、耐火被覆材等」に改める。

記の第3の3最後に改行し「加えて、建築物等において臨時に労働者を就

業させる業務を発注する可能性のある建築物の所有者等に対しては技術指針3
-2(4)に記載された事項の協力要請も行うこと。」を加える。

環水大大発第 1405294 号
平成 26 年 5 月 29 日

都道府県知事
大気汚染防止法政令市長

殿

環境省水・大気環境局長

大気汚染防止法の一部を改正する法律の施行等について

石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、大気汚染防止法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 58 号。以下「改正法」という。）が平成 25 年 6 月 21 日に公布され、平成 26 年 6 月 1 日から施行することとなった。

また、大気汚染防止法施行令の一部を改正する政令（平成 26 年政令第 82 号。以下「改正政令」という。）が平成 26 年 5 月 14 日に、大気汚染防止法施行規則の一部を改正する省令（平成 26 年環境省令第 15 号。以下「改正省令」という。）が平成 26 年 5 月 7 日に公布され、平成 26 年 6 月 1 日から施行されたこととなつた。

貴職におかれでは、法令の厳正かつ実効性のある施行について、下記の事項に十分御留意の上、格段の御協力及び事業者への適切な指導をお願いする。

なお、本通知は地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 案の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第 1 改正の趣旨

建築物等の解体等に伴う石綿の飛散を防止するため、現在、大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号。以下「法」という。）に基づいて、石綿が使用されている建築物等の解体作業等に対して規制措置を講じている。

しかしながら、建築物等に石綿が使用されているかどうかを事前に十分調査せず、石綿の飛散防止措置をとらなかつたため、解体作業等において石綿が飛散したと推測される事例が生じていることや、工事の発注者が石綿の飛散防止措置の必要性を十分に認識せず、工事施工者に対し施工を求めることが等により、工事施工者において十分な対応が採られないこと等が問題となつてゐる。また、特定工事における大気中の石綿濃度調査において、集じん・排気装置の排気口や前室の出入口等で、石綿の飛散事例が確認されていることから、隔離養生した作業場からの石綿の漏洩を監視することが求められてい

る。さらに、石綿が使用されている可能性がある建築物の解体は、今後、増加することが見込まれている。

このため、石綿の飛散を防止する対策の強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、以下の改正を行うこととしたものである。

第2 特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者の変更

特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者を、特定工事を施工しようとする者から特定工事の発注者（建設工事（他の者から請け負ったものを除く。）の注文者をいう。以下同じ。）又は特定工事を請負契約によらないで自ら施工する者）に変更した。また、この届出義務者の変更に合わせ、届出事項に「特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名」を追加することとした。加えて、届出書の添付書類に記載する事項から、注文者の氏名又は名称を削除した。（改正法による改正後の大気汚染防止法（昭和43年法律第97号。以下「新法」という。）第18条の15第1項、改正省令による改正後の大気汚染防止法施行規則（昭和46年厚生省・通商産業省令第1号。以下「新省令」という。）第10条の4第2項、様式第3の4）

なお、届出者の代理の者が届出書類の提出手続を行うことは差し支えない。

第3 解体等工事に係る調査及び説明等

1 特定工事に該当しないことが明らかな建設工事

調査等を行うこととなる建設工事は、建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事（当該建設工事が特定工事に該当しないことが明らかなものとして環境省令で定めるものを除く。以下「解体等工事」という。）である。

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成18年政令第257号）により、平成18年9月1日以後、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有する製剤その他の物を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用することが禁止されたことから、特定工事に該当しないことが明らかな建設工事を、以下のとおり規定した。（新法第18条の17第1項、新省令第16条の5）

- ・平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該建築物等以外の建築物等を解体し、改造し、又は補修する作業を伴わないもの
- ・建築物等のうち平成18年9月1日以後に改修又は補修の工事に着手した部分を改造成し、又は補修する作業を伴う建設工事であって、当該部分以外の部分を改修若しくは補修し、又は当該建築物等以外の建築物等（平成18年9月1日以後に設置の工事に着手した建築物等を除く。）を解体し、改造し、若しくは補修する作業を伴わないもの

2 解体等工事に係る調査

特定粉じん排出等作業の実施の届出を行う前段階として、解体等工事の受注者及び解体等工事を請負契約によらないで自ら施工する者（以下「自主施工者」という。）

は、当該解体等工事が特定工事に該当するか否かについて調査を行わなければならぬこととした。(新法第18条の17第1項及び第3項)

当該調査の方法として、特定建築材料の使用の有無を分析により調査することのか、目視、設計図書等を確認することにより行うことが含まれるが、目視、設計図書等により調査する方法では特定建築材料の使用の有無が明らかにならなかつた場合には、特定建築材料の使用の有無を分析により調査することとする。なお、建築物等に使用される吹付け材、断熱材等の建築材料に関する調査については、設計図書等のみで判断せず、現地調査を行い設計図書等との整合性の確認が重要である。また、分析方法については、日本工業規格(JIS)A1481-1、A1481-2又はA1481-3等がある。ただし、吹付け石綿が使用されていないことが明らかな場合において、特定建築材料が使用されているものとみなして新法及びこれに基づく命令に規定する措置を講ずるときは、分析による調査は必要ないこととする。

なお、当該調査は、石綿障害予防規則(平成17年厚生労働省令第21号)第3条第1項及び第2項の規定に基づく事前調査と兼ねて実施しても差し支えないものであり、また、解体等工事の受注者が自ら又は他の者が実施した調査を活用することを妨げるものではない。

3 解体等工事に係る説明

(1) 解体等工事の受注者は、当該解体等工事の発注者に対し、特定工事に該当するか否かの調査の結果について、書面を交付して説明しなければならないこととした。また、当該説明は、解体等工事の開始の日までに(当該解体等工事が特定工事に該当しつつ、特定粉じん排出等作業を当該特定工事の開始の日から14日以内に開始する場合にあっては、当該特定粉じん排出等作業の開始の日の14日前までに)行うものとした。

ただし、災害その他非常の事態の発生により解体等工事を緊急に行う必要がある場合は、当該説明を調査の実施後速やかに行うものとした。(新法第18条の17第1項前段、新省令第16条の6)

(2) 解体等工事の受注者が、書面に記載して説明しなければならない事項として、調査を終了した年月日、調査の方法、調査の結果を規定した。(新法第18条の17第1項前段、新省令第16条の7)

なお、この「調査の結果」とは、特定工事に該当するか否かの調査の結果をいり、「調査の方法」とは、分析による調査、目視、設計図書等により調査することをいう。

(3) 解体等工事が特定工事に該当した場合に、解体等工事の受注者が追加で書面に記載して説明しなければならない事項として、新法第18条の15第1項第4号から第7号までに掲げる事項のほか、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況、特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要、特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所並びに下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所を規定した。(新法第18条の17第1項後段、新省令第16条の8)

4 解体等工事に係る調査への協力

解体等工事本体と同様に、特定工事に該当するか否かの調査の実施に当たっても、解体等工事の発注者の意向が大きく作用する。このため、当該調査が適切に実施されるよう、解体等工事の発注者は、当該解体等工事の受注者が行う当該調査に要する費用を適正に負担することその他当該調査に關し必要な措置を講ずることにより、当該調査に協力しなければならないこととした。(新法第18条の17第2項)

5 解体等工事に係る掲示

新法第18条の17第1項及び第3項の規定による特定工事に該当するか否かの調査を行った者は、当該調査に係る解体等工事を施工するときは、掲示板を設けることにより、調査の結果、調査を行った者の氏名又は名称及び住所(法人の場合は、その代表者の氏名も加える)、調査を終了した年月日、調査の方法並びに解体等工事が特定工事に該当する場合は、特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類を、当該解体等工事の場所において公衆に見やすいように掲示しなければならないこととした。(新法第18条の17第4項、新省令第16条の9及び第16条の10)

なお、「調査の結果」とは、特定工事に該当するか否かの調査の結果をいい、「調査の方針」とは、分析による調査、目視、設計図書等により調査することをいう。

また、当該掲示については、具体的な様式を定めておらず、他法令等に基づく掲示に追記する形式で表示しても差し支えない。また、他法令等に基づく掲示の内容と重複する事項を重複して表示する必要はない。

第4 発注者の配慮

法第18条の19に特定工事の注文者の配慮について規定しているが、特定工事の現場での実態等を踏まえ、新法においては、用語を「特定工事の注文者」から「特定工事の発注者」に統一した。また、特定工事の実施に当たっては、施工方法、工期だけでなく、特定工事の実施費用に見合う適正な価格による発注が作業基準の遵守に重要であることから、工事費用への配慮を明記した。(新法第18条の20)

第5 報告徴収及び立入検査の対象拡大

都道府県知事等は、解体等工事の発注者若しくは受注者若しくは自主施工者に対し、解体等工事に係る建築物等の状況等の報告を求め、又はその職員に、解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場に立ち入り、解体等工事に係る建築物等を検査させることができることとした。(新法第26条第1項、改正政令による改正後の大気汚染防止法施行令(昭和43年政令第329号。以下「新令」という。)第12条第7項から第9項まで)

これは、特定工事に係る届出義務者が特定工事の発注者等となつたこと、また、当該届出義務の履行の前段階として、解体等工事の受注者については、発注者に対する特定工事に該当するか否かの調査及び当該調査結果の説明が義務付けられ、解体等工

事の自主施工者については、特定工事に該当するか否かの調査が義務付けられたことから、解体等工事の発注者及び受注者並びに自主施工者に対し、当該調査等について報告を求めることができることとするものである。

また、特定工事に該当するか否かの調査及び当該調査結果の説明の義務が適切に履行されたかどうかについても実地に検査し確認を行えるようにする必要があることから、「解体等工事に係る建築物等若しくは解体等工事の現場」を立入検査の対象に改めることとしたものである。「解体等工事に係る建築物等」は、解体等工事の施工に着手する前の建築物等を規定したものであり、「解体等工事の現場」は、既に工事が開始されている場合における立ち入る場所を規定したものである。

なお、「特定工事に係る建築物等」及び特定工事の「関係帳簿書類」は、「解体等工事」が「特定工事」を包含しており、新令第12条第8項の「解体等工事に係る建築物等」及び「関係帳簿書類」に含まれることから、新令第12条第9項では規定していない。

第6 作業基準

1 特定粉じん排出等作業に係る掲示

特定粉じん排出等作業の実施の届出義務者が特定工事の発注者等に変更となつたため、当該作業に係る掲示の事項に、特定工事を施工する者の氏名又は名称及び住所を追加し、また法人の場合は、その代表者の氏名も追加した。(新省令第16条の4)

2 特定粉じん排出等作業の方法

特定粉じん排出等作業の実施の際、集じん・排気装置の不具合等を原因とする石綿の飛散事例が散見されていることから、集じん・排気装置の設置が義務付けられる特定粉じん排出等作業について、以下のとおり作業基準を改正した。(新省令別表第7)

(1) 負圧管理の徹底

作業場に加え前室を負圧に保つこととした。

また、特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他必要な措置を講ずることとした。

「作業場及び前室を負圧に保ち」とは、作業場に設置した集じん・排気装置を使用した場合に当該装置が正常に稼働し、作業場及び前室の空気を排出することで両室が負圧となつた状態を維持することとした。

「作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認」には、集じん・排気装置を稼働させた状態で、微差圧計による測定、目視により空気の流れを確認すること等の方法が含まれる。

「必要な措置」には、集じん・排気装置の補修、集じん・排気装置の増設、集じん・排気装置の交換、作業場に係る隔離の不具合箇所の補修等、異常の原因を改善するための措置が含まれ、それらの措置により作業場及び前室を負圧に保つ必要が

ある。

(2) 集じん・排気装置の稼働確認

隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずることとした。

「集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認」とは、フィルタが正常に取り付けられていることを確認すること、集じん・排気装置の吸気口以外からの空気の漏えいを確認すること等をいう。

「必要な措置」には、集じん・排気装置の補修、集じん・排気装置の交換、フィルタの取付けの不具合の修繕等、異常の原因を改善するための措置が含まれ、それらの措置により異常が解消される必要がある。

また、隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに特定建築材料の除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他必要な措置を講ずることとした。

「集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認」とは、排気口のダクト内部の粉じん濃度を測定し、粉じんが検出されないこと、又は特定建築材料の除去の開始前に集じん・排気装置を稼働させ、排気口のダクト内部の粉じん濃度が一定濃度まで下がって安定したことを確認の上、当該除去の開始後に排気口のダクト内部の粉じん濃度が当該除去の開始前と比較して上昇していないことを確認することをいい、当該除去中に定期的に確認することが望ましい。

この場合において、「粉じんを迅速に測定できる機器」には、粉じん相対濃度計（デジタル粉じん計）、パーテイクルカウンター、纖維状粒子自動測定機（リアルタイムファイバーモニター）が含まれる。

「特定建築材料の除去を中止」とは、集じん・排気装置が正常に稼働し、前室が負圧に保たれる状態に復帰するまでの間、当該除去を中止することを求めるものである。

「必要な措置」には、集じん・排気装置の補修、集じん・排気装置の交換、フィルタの取付けの不具合の修繕等、異常の原因を改善するための措置が含まれ、それらの措置により異常が解消される必要がある。

なお、集じん・排気装置の稼働時やフィルタ（1次フィルタ、2次フィルタ）交換時等で、集じん・排気装置の不具合が懸念された場合には、その都度、集じん・排気装置が正常に稼働することを確認することが望ましい。

(3) 記録等

集じん・排気装置が正常に稼働すること等の確認をした年月日、確認の方法、確

認の結果及び確認した者の氏名並びに確認の結果に基づいて補修等の措置を講じた場合は、当該措置の内容を記録し、その記録を特定工事が終了するまでの間保存することとした。

第7 経過措置等

1 経過措置

平成26年6月1日より前に特定粉じん排出等作業の実施の届出がされた特定粉じん排出等作業については、新法第18条の15に基づく届出、特定工事に該当するか否かの調査、当該調査結果の説明及び掲示を行う必要がないこととした。(新法附則第2条第1項)

平成26年6月1日に現に行われている特定粉じん排出等作業については、集じん・排気装置が正常に稼働することの確認を、平成26年6月1日以後に初めて特定建築材料の除去を行う場合に、実施しなければならないこととした。(新省令附則第2項)
平成26年6月1日に現に施工中の解体等工事については、当該解体等工事に係る調査の結果の説明は、平成26年6月1日以後速やかに行わなければならないこととした。(新省令附則第3項)

2 その他

その他この通知に定めのないものについては、従来の通知に定めるものを参考にして判断されたい。

建築物の解体などでの石綿の除去や、封じ込め・囲い込みの作業を行う事業主、発注者の皆さまへ

平成26年6月1日から 改正「石綿障害予防規則」が 施行されます

平成26年6月1日から、改正「石綿障害予防規則」が施行されます。

石綿は、その粉じんを吸入することにより肺がん、中皮腫などを引き起こすおそれがあります。特に、建材として使われていることが多いため、建築物の解体工事などでは、一層の石綿ばく露防止対策が必要となります。

厚生労働省では、このような状況を踏まえ、吹き付け石綿の除去についての措置、石綿を含む保温材や耐火被覆材などの取り扱いに関する規制を強化することとしました。

建築物の解体などで石綿の除去や、封じ込め・囲い込みの作業を行う事業主、発注者の皆さまは、改正規則に基づき、労働者のばく露防止に向けた対策を取っていただくようお願いします。

改正の概要

- 吹き付けられた石綿の除去などについての措置
 - 集じん・排気措置
 - 排気口からの石綿漏えいの有無の点検が必要になります。
 - 作業場所の前室
 - 洗身室と更衣室の併設、負圧状態の点検が必要になります。
- 石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置損傷や劣化などで石綿粉じん発散のおそれがある場合
 - 建材の除去、封じ込めや囲い込みが必要になります。
封じ込め、囲い込みの作業では、隔離措置や特別教育、作業計画の策定などが必要になります。

「石綿障害予防規則」(石綿則) 主な改正ポイント

■ 取き付けられた石綿の除去などについての措置

集じん・排気装置（第6条関係）

作業開始後、速やかに、装置の排気口からの石綿漏えいの有無を点検する必要があります。異常があれば、作業を中止し、装置の補修やその他の措置を直ちに取る必要があります。

作業場所の前室（第6条関係）

前室を設置する際には、洗身室と更衣室を併設する必要があります。作業開始前に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の使用によって、前室が負圧に保たれているかどうかを点検する必要があります。異常があれば、直ちに、ろ過集じん方式の集じん・排気装置の増設やその他の措置を取る必要があります。

石綿とは

石綿は、アスベストとも呼ばれ、天然に産出する鉱物の一種です。纖維状のため、糸や布に織り上げることができ、曲げや引っ張り、摩擦に強く、耐熱性、耐薬品性、絶縁性に優れているなどの特性があります。そのため、建築材料を中心には、さまざまな用途に使用されてきました。

しかし、その有害性が明らかになり、現在では石綿や、重量の0.1%以上の石綿を含有する全てのものの製造、輸入、譲渡、提供、使用が法令により禁止されています。

人体への有害性としては、石綿の粉じんを吸入することにより、主に次のような健康障害を発生させるおそれがあります。

● 石綿肺（じん肺の一種）

肺が線維化するもので、せきなどの症状があり、重症化すると呼吸機能が低下することがあります。

● 肺がん

肺にできる悪性の腫瘍です。

● 胸膜、腹膜などの中皮腫（がんの一種）

肺を取り囲む胸膜などにできる悪性の腫瘍です。

労働者の石綿ばく露防止のためにしなければならないこと

事業者は、建築物、工作物、鋼製の船舶の解体・改修などの作業を行うに当たり、その建築物などに石綿の使用があるか事前に調査する必要があります。

石綿の使用が判明した場合は、労働者の石綿粉じんへのばく露防止対策のため、石綿障害予防規則に定めるさまざまな措置を取る必要があります。

また、事業者は、建築物の壁・天井などに吸き付けられた石綿や、石綿を含む保温材、耐火被覆材などが、損傷や劣化などにより、粉じんを飛散させ、労働者がばく露するおそれがあるときは、除去・封じ込め・囲い込みといった措置を取る必要があります。臨時の作業に労働者を従事させる場合には、保護具などを着用させる必要があります。

建築物などの解体作業の流れ

発注者などからの情報提供

石綿使用なし

事前調査、作業期間中の結果の掲示

石綿ばく露の
防止対策不要

作業計画の作成

所轄の労働基準監督署への届出
特定の建材を除去するなど、一部の作業を行つ
に当たっては、事前に届出が必要になります。

隔離・立入禁止などの措置

建材の種類に応じ、取らなければならない措置が異なります。

解体、改修作業

作業者は保護具などを着用しないければなりません。

作業場内の清掃など

作業に使用した器具や保護具などについては、付着したものを持ち出すことはできません。

作業の記録、保存

1ヵ月以内ごとに記録を作成し、労働者が常時作業に従事しないこととなつた日から40年間保存しなければなりません。

- 作業に従事する労働者に対し、特別の教育を受けさせる必要があります。
- 作業主任者を選任し、作業者の指揮などを行わせる必要があります。

石綿を含む建築物の解体・改修を行うときの注意点

1. 解体工事や作業の発注時などにおける措置（石綿則第8条、第9条関係）

建築物や工作物、鋼製の船舶の解体、改修などの工事や石綿の封じ込め、囲い込みの作業を発注する場合は、直接工事を行う事業者に対してだけではなく、工事の発注者、注文者に対しても次のことを規定しています。

●情報の提供（石綿則第8条関係）

建築物の解体などの作業（石綿の除去作業を含む）や、封じ込め、囲い込みの作業の発注者は、工事の請負人に対し、その建築物などの石綿含有建材の使用状況など（設計図書など）を通知するよう努めなければなりません。

●注文者の配慮（石綿則第9条関係）

作業を請け負った事業者が、石綿による健康障害防止のために必要な措置を取ることができるよう、作業の注文者は、労働安全衛生法などの規定が遵守できるような契約条件（解体方法、費用、工期など）となるよう配慮しなければなりません。

2. 事前調査、掲示（石綿則第3条関係）

事業者は、上記1.の作業を行うときは、あらかじめ石綿の使用の有無を目視、設計図書などにより調査し、その結果を記録しておかなければなりません。調査の結果、石綿の使用の有無が明らかとならなかつたときは、分析調査し、その結果を記録しておかなければなりません。また、これらの調査を終了した日、調査の方法、結果の概要について、作業場の見やすい箇所に掲示しなければなりません。ただし、石綿が吹き付けられていないうことが明らかで、石綿が使用されているとみなして対策を取る場合、分析調査の必要はありません。

3. 特別の教育（安衛則第36条、石綿則第27条関係）

事業者は、上記1.の作業に従事する労働者に、

次の項目について教育を行わなくてはなりません。

- (1) 石綿の有害性（30分以上）
- (2) 石綿を含む製品の使用状況（1時間以上）
- (3) 石綿を含む製品の粉じんの発散を抑制するための措置（1時間以上）
- (4) 保護具の使用方法（1時間以上）
- (5) その他石綿を含む製品のばく露の防止に関する必要な事項（1時間以上）



4. 作業主任者の選任（石綿則第19条、第20条関係）

事業者は、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、次の事項を行わせなければなりません。

- 作業に従事する労働者が石綿粉じんにより汚染され、またはこれらを吸入しないように、作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- 保護具の使用状況を監視すること

5. 作業計画の策定（石綿則第4条関係）

事業者は、上記1.の作業を行なうときは、あらかじめ次の事項が示された作業計画を定め、それに沿って作業を行わなければなりません。

- (1) 作業の方法、順序
- (2) 石綿粉じんの発散を防止、または抑制する方法
- (3) 労働者への石綿粉じんのばく露を防止する方法

6. 届出 (安衛則第90条、石綿則第5条関係)

- (1) 耐火建築物や準耐火建築物での吹き付け石綿の除去作業については、工事開始の14日前までに、事業場の所在地を管轄する労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- (2) 次に掲げる作業を行う場合は、工事開始前までに所轄の労働基準監督署長に届け出なければなりません。
- ・石綿を含む保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業
 - ・封じ込め、または固い込みの作業
 - ・保温材・耐火被覆材・断熱材以外の吹き付け石綿の除去作業

7. 隔離・立入禁止など (石綿則第6条、第7条、第15条関係)

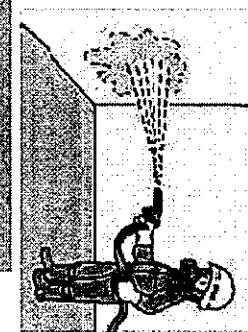
- (1) 建築物などの解体などの作業における吹き付け石綿の除去・封じ込めの作業や石綿の切断などを伴う固い込みの作業、または保温材・耐火被覆材・断熱材の石綿の切断などを伴う除去・固い込みの作業を行なうときは、次の措置を取らなければなりません。ただし、同等以上の効果のある措置を取つたときは、この限りではありません。
- ・作業場所を隔離すること
 - ・作業場所の排気に、ろ過集じん方式の集じん・排気装置を使用すること
 - ・集じん・排気装置の排気口からの粉じんの漏えいの有無を点検すること
 - ・作業場所の出入口に前室を設置すること
 - ・前室に洗身室、更衣室を併設すること
 - ・前室が負圧に保たれているか点検すること
 - ・異常があれば作業を中止し、集じん・排気装置の補修などをを行うこと
- (2) 建築物などの解体などの作業における石綿の切断などを伴わない固い込みの作業、石綿の切断などを伴わない保温材・耐火被覆材・断熱材の除去作業を行なうときは、作業に従事する労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。また、特定元方事業者は、関係請負人に作業の実施についての通知や作業の時間帯の調整などの必要な措置を取らなければなりません。
- (3) その他の、石綿を使用した建築物の解体などをを行う作業場においても、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を表示しなければなりません。

8. 保護具の着用 (石綿則第14条、第44条、第45条関係)

建築物などの解体などの作業（石綿の除去作業を含む）や、封じ込めまたは固い込みの作業をするときは、労働者に呼吸用保護具（防じんマスク、送気マスクなど）、作業衣または保護衣を使用させなければなりません。また、隔離した作業場所における吹き付けられた石綿の除去作業では、呼吸用保護具（は、電動ファン付き呼吸用保護具またはこれと同等以上の性能がある送気マスクなど）に限ります。

9. 湿潤化 (石綿則第13条関係)

上記1.の作業を行うときは、著しく困難な場合を除き、石綿を湿润な状態にしなければなりません。



10. 作業後や保護具などの保管 (石綿則第6条、第32条の2、第46条関係)

- (1) 作業場所の隔離を行つた際は、その作業場所内の石綿粉じんを処理するとともに、吹き付け石綿の除去や石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の除去の作業を行つた場合は、除去した部分を湿潤化した後でなければ隔離の措置を解除することはできません。
- (2) 足場、器具、工具などを廃棄するため容器などに梱包したとき以外は、付着した石綿を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことはできません。
- (3) 保護具などを廃棄のために容器などに梱包したとき以外は、付着した物を除去した後でなければ作業場外に持ち出すことはできません。また、他の衣服から隔離して保管しなければなりません。

石綿の除去などの作業についての規制の体系

この表は、建築物などの解体などの作業時に、石綿則がどのように適用されるかを示したもので、作業を行う際の参考にしてください。

	吹き付け石綿			(着しい粉じん発散のおそれがある場合)			その他の材料
	耐火建築物・準耐火建築物における除去	その他	封じ込め・囲い込み(切断などを伴う)	除去(切断などを伴う)	除去(切断などを伴う)	封じ込め・囲い込み(切断などを伴う)	除去(切断などを伴う)
注文者の配慮 (第9条関係)	○	○	○	○	○	○	○
事前調査 (第3条関係)	○	○	○	○	○	○	○
作業計画 (第4条関係)	○	○	○	○	○	○	○
14日前届出 (安衛則第90条 関係)	○						
事前届出 (第5条関係)		○	○	○	○	○	○
特別教育 (第27条関係)	○	○	○	○	○	○	○
作業主任者の 選任 (第19条関係)	○	○	○	○	○	○	○
保護具の着用 (第14条関係)	●	●	○	○	○	○	○
温湿度 (第13条関係)	○	○	○	○	○	○	○
隔壁の措置 (第6条関係)	○	○	○	○	○	○	○
作業者以外 立入禁止 (第7条関係)				○	○	○	○
関係者以外 立入禁止 (第15条関係)	○	○	○	○	○	○	○

- 印の呼吸用保護具については、電動ファン付き呼吸用保護具などに限ります。
- すべての除去作業、封じ込め・囲い込み作業について、発じんを防ぎ有効なばく露防止措置をとるとともに、廃材は関係法令に基づき適切に分別・廃棄する必要があります。
(関係法令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)

建築物に吹き付けられた石綿や石綿を含む保溫材などの管理

- 事業者は、その労働者を就業させる建築物などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保溫材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などにより粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、その石綿の除去、封じ込め、囲い込みの措置を取らなければなりません。
- 事務所または工場として使用される建築物の貸与者は、その建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保溫材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などにより粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、上記と同様の措置を取らなければなりません。
- 臨時に就業させる建築物などの壁などに吹き付けられた石綿や石綿を含む保溫材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などによりその粉じんを発散させ、労働者がその粉じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具・保護衣または作業衣を使用せねばなりません。

■石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の措置

保温材、耐火被覆材、断熱材（第10条など）

事業者は、労働者が常時就業する建築物などの天井などの石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材が、損傷や劣化などで石綿粉じんを発散するおそれがある場合は、石綿の除去、封じ込めや囲い込みの措置が必要です。

封じ込め、囲い込みの作業で必要な措置

措置内容	参照条文
・発注者による工事請負人への石綿使用状況などの情報提供の努力 ・注文者による法令遵守のための配慮	石綿則第8条、第9条 ※発注者とは、注文者のうち作業を行う仕事を他人から請け負わずに注文している者
・事前調査	石綿則第3条
・特別教育	石綿則第27条、安衛則第36条
・作業計画	石綿則第4条
・作業の届出	石綿則第5条 ※粉じんの著しい発散のおそれがある場合
・隔離装置 ・ろ過集じん方式集じん・排気装置 ・食圧の保持 ・前室の設置	石綿則第6条 ※切断を伴う作業で粉じんの著しい発散のおそれがある場合
・立入禁止措置・その表示 ・特定元方事業者から関係請負人への通知 ・作業時間帯などの調整など	石綿則第7条 ※切断を伴わない囲い込み作業で粉じんの著しい発散のおそれがある場合
・温潤化	石綿則第13条
・呼吸用保護具・作業衣または保護衣の使用	石綿則第14条

石綿を含む保温材、耐火被覆材、断熱材の使用例

- 保温材：熱の損失を防止するために、熱源本体やダクト（配管）に使用されています。
- 耐火被覆材：吹き付け材の代わりとして、下地や化粧として鉄骨部分や鉄骨柱、梁に使用されています。
- 断熱材：断熱のために、屋根折版や煙突に使用されています。

特定建築材料に該当する建築材料の例

保温材	石綿保温材、石綿含有けいそう土保温材、石綿含有パーライト保温材、石綿含有ケイ酸カルシウム保温材、石綿含有ひる石保温材、石綿含有水練り保温材
耐火被覆材	石綿含有耐火被覆材、石綿含有ケイ酸カルシウム板第二種、石綿含有耐火被覆塗り材
断熱材	屋根裏用折版裏断熱材、煙突用断熱材

石綿障害予防規則に定める措置事項（抜粋）

1. 墓前調査（第3条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②石綿の封じ込め又は用を自強、試験書等により調査し、その結果、使用的有無が明らかとなるたまつたときは、さらに分析調査し、これらの調査結果を記録し、また、これらの調査結果の必要等について掲示しなければなりません。

ただし、石綿が吸き付けられていないことが明らかで、石綿が使用されているもののみなら、法令に定める措置を講ずるときは、分析調査については限りではありません。

2. 作業計画（第4条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は用い込みの作業、を行なうときはあらかじめ以下に示した作業計画を定め、その計画により作業を行うとともに、労働者に周知させなければなりません。

① 作業の方法及び所用

② 石綿の粉じんの排放を防止し、又は抑制する方法

③ 作業を行う労働者への石綿の粉じんのばく露を防止する方法

3. 作業の届出（第5条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業における石綿が使用され

ているいる保溫材、耐火被覆材等の除去作業、②石綿の封じ込め又は用い込みの作業、

③これらに類する作業、を行なうときは、あらかじめ、労働基準監督署長に届出を

提出しなければなりません。

4. 吸き付けられた石綿の除去等に係る措置（第6条関係）

①石綿が吸き付けられた建築物又は船舶の解体等の作業における当該石綿を除去する作業、②吸き付けられた石綿を伴う用い込みの作業、耐火被覆材等の除去作業、

③石綿の封じ込め又は用い込みの作業、を行なう場合は、それらの作業

業を行なう場所のそれ以外の作業を行う作業場所からの隔離や換気扇等の使用、

作業場所・前室の負圧の保持、作業場所の出入り口における前室の設置、洗身室と更衣室の併設、漏えいなどの点検をしなければなりません。

5. 切断等を伴わない保溫材、耐火被覆材等の除去等に係る措置（第7条関係）

①切断等を伴わない石綿が使用されている保溫材、耐火被覆材等の除去作業、②切断等を伴わない用い込みの作業、に労働者を従事させるときは、原則として作業

場所に作業從事労働者以外の者が立ち入ることを禁止し、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

特筆されるのは、他の作業が保溫材等の除去作業と同一の場所で行われるとき

も、除去作業の開始前までに、關係請負人に当該作業の実施について通知するとき

も、作業時間の調整等の措置を講じなければなりません。

6. 石綿の使用の状況の通知（第8条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は用い込みの作業、を行なう仕事者は、その請負人に対し、当該仕事に係る建築物等における右綿の使用状況等を通知するよう努めなければなりません。

7. 建築物の解体工事等の条件（第9条関係）

①建築物、工作物又は鋼製の船舶の解体、破砕等の作業、②封じ込め又は用い込みの作業を行なう仕事の注文者は、その請負人に対し、当該作業等の方法、費用、工期等について、法及びこれに基づく命令の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければなりません。

8. 建築物等に吸き付けられた石綿の管理（第10条関係）

事業者は、その労働者を就業させる建築物又は船舶に吸き付けられた石綿が損壊、劣化等によりその辺じんを発生させ、労働者がその辺じんにばく露するおそれがあるときは、当該吸き付け石綿の除去、封じ込め、用い込み等の措置を講じなければなりません。

当該建築物の貸与を受けた2以上の事業者が共用する廊下の壁等に吸き付けられた

石綿について、事業所又は工場の用に供される建築物の貸与者が同様の措置を講じなければなりません。

9. 労働者が臨時に就業させる建築物等における措置（第10条関係）

労働者が臨時に就業させる建築物の壁等に吸き付けられた石綿が損壊、劣化等によりその辺じんを発生させ、及び労働者がその辺じんにばく露するおそれがあるときは、呼吸用保護具及び保護衣又は作業衣を使用させなければなりません。

10. 石綿の切断等の作業による措置（第13条、第14条関係）

以下のいずれかの作業に労働者を従事させるときは、原則石綿を温湿状態のものとするとともに、石綿の切りくず等を入れるためのふたのある容器を備えなければなりません。また、呼吸用保護具、作業衣（又は保護衣）を使用させなければなりません。

① 石綿の切断、穿孔、研磨等の作業

② 石綿を墨布し、注入し、又は張り付けた物の解体等の作業

③ 石綿の封じ込め又は用い込みの作業

④ 粉状の石綿を容器に入れ、又は容器から取り出す作業

⑤ 粉状の石綿を混合する作業

⑥ ①～⑤の作業において発散した石綿の粉じんの掃除の作業

11. 立入禁止措置（第15条関係）

石綿を取り扱う作業場には、関係者以外の者が立ち入ることを禁止し、かつ、その旨を見やすい箇所に表示しなければなりません。

12. 石綿作業主任者の選任（第19条、第20条関係）

石綿を取り扱う作業については、必要な技能講習を修了した者のうちから、石綿作業主任者を選任し、以下の事項を行わせなければなりません。

① 作業に従事する労働者が石綿の粉じんにより汚染され、又はこれを吸入し、局所排気装置、ブッシュユーブル型換気装置、隙しん装置その他の労働者が健康障害を受けることを予防するための装置を一月を超えない期間ごとに点検すること。

② 保護具の使用状況を点検すること。

13. 特別の教育（第27条関係）

①石綿を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗滌のための設備を設けなければなりません。

②封じ込め又は用い込みの作業、物に労働者を試かせるときは、当該労働者に対する特別の教育を行わなければなりません。

14. 排除の実施（第30条関係）

①石綿を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗滌のための設備を設けなければならない。

②作業場の床等については、水洗する等粉じんの飛散しない方法によつて、毎日一日以上、掃除を行わなければなりません。

15. 洗浄設備（第31条関係）

石綿を取り扱う作業に労働者を従事させるときは、洗眼、洗身又はうがいの設備、更衣設備及び洗滌のための設備を設けなければならない。

16. 装置等（第32条関係）

石綿を運搬し、又は貯蔵するときは、当該石綿の粉じんが発散するおそれがないよう、堅固な容器を使用し、又は確実な包装をし、見やすい箇所に石綿が入つていること及びその取扱い上の注意事項を表示するとともに、石綿の保管については、一定の貯蔵場所を定めてなければなりません。

石綿の運搬、貯蔵のための使用した容器又は包装についても、当該石綿の粉じんが発散しないような措置を講じ、保管するときは、一定の場所を定めて収納しておかなければなりません。

17. 使用された工具等の付着物の除去（第32条関係）

石綿を取り扱うために使用した足場、器具、工具等について、付着したものを除去した後でなければ作業場外に持ち出してはなりません。ただし、廃棄のため、容器等に包んだときは、この限りではありません。

18. 廃棄等の禁止（第33条関係）

石綿を取り扱う作業場の見やすい箇所に表示しなければなりません。

19. 掲示（第34条関係）

石綿を取り扱う作業場には、以下の事項を、作業に従事する労働者が見やすい箇所に掲示しなければなりません。

① 石綿を取り扱う作業場である旨

② 石綿の人体に対する作用

③ 石綿の取り扱い上の注意事項

④ 使用すべき保護具

20. 作業の記録（第35条関係）

石綿の取扱いに伴い、石綿の粉じんを発散する場所において常時作業に従事する労働者について、一月を超えない期間ごとに次の事項を記録し、これを当該労働者が当該事業場において常時当該作業に従事しないこととなつた日から40年間保存するものとします。

① 労働者の氏名

② 作業の概要及び当該作業に従事した期間

③ 石綿の粉じんにより著しく汚染された事態が生じたときは、その概要及び業者が講じた応急の措置の概要

21. 健康診断の実施（第40条、第43条関係）

石綿の取扱いに伴い、石綿の粉じんを発散する場所における業務に従事する労働者に対し、雇入れ又は当該業務への配置及びその後6月以内ごとに一回、また、常時従事させたことのある労働者で、現に使用しているものに対し、六ヶ月以内ごとに一回、それぞれ定期に、石綿に関する特殊健康診断を行わせなければなりません。

健康診断（定期のものに限る）を行つたときは、通常なく、石綿健康診断結果報告書（様式第三号）を労働基準監督署長に提出しなければなりません。

22. 保護具等の管理（第46条関係）

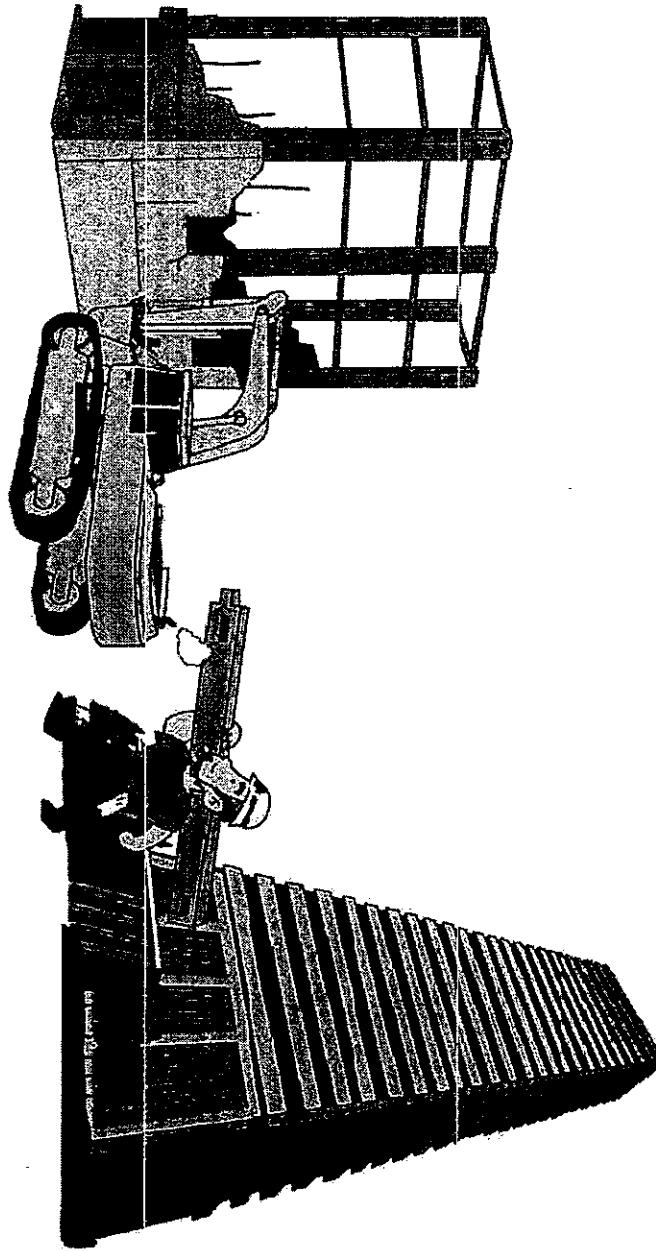
保護具等が使用されない場合には、他の衣服等から隔離して保管し、また、保護具等に付着した物を除去した後でなければなりません。ただし、廃棄のため、容器等に包んだときはこの限りではありません。

このパンフレットについては、都道府県労働局または労働基準監督署にお問い合わせください。（平成26年3月作成）

解体等工事を始める前に

ご存じですか？

届出義務者が工事の施工者から発注者へ変更になります。



平成26年6月1日から建築物・工作物の解体工事等に伴う
石綿(アスベスト)飛散防止対策が強化されます。

石綿(アスベスト)は昭和30年頃から使われ始め、安価で耐火性、耐熱性、防音性など多様な機能を有していることから、建築材料として、様々な建築物等に広く使用されてきました。しかし、石綿(アスベスト)のばく露後数十年を経て発症する中皮腫や肺がん等の重篤な疾病による健康影響が社会問題となり、石綿(アスベスト)を使用する製品の製造が順次禁止されるとともに、石綿(アスベスト)を使用した建築物の解体等工事に伴うばく露防止や一般大気環境中への飛散防止対策の強化が図られました。



Ministry of the Environment

何が変更になるの？

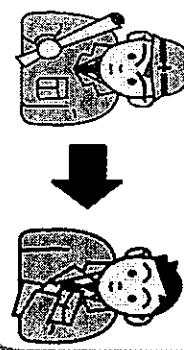
【届出義務者の変更】

特定粉じん排出等作業(*)の実施の届出義務者が、工事の施工者から工事の

発注者又は自主施工者に変更になります。

*吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業

注)労働安全衛生法及び石綿障害予防規則に基づく届出義務者は変更になりません。



【解体等工事の事前調査、説明、掲示の義務付け】

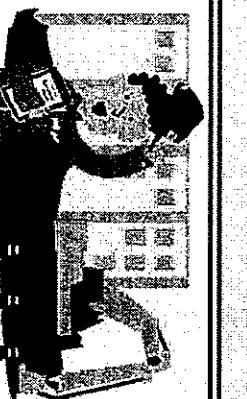
解体等工事の受注者及び自主施工者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければなりません。

また、解体等工事の受注者は、発注者に対し調査結果等(*)を書面で説明しなければなりません。

*届出が必要な場合には、届出事項の説明も必要となります。

【立入検査等の対象の拡大】

都道府県知事等による報告収取の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者、受注者又は自主施工者が加えられ、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等が加えられました。



なぜ変更することになったの？

「大気汚染防止法」では、石綿の飛散を防止するため、特定建築材料(吹付け石綿等)が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出および作業基準の遵守が必要となります。また、石綿の飛散を防止する対策のさらなる強化を図り、人の健康に係る被害を防止するため、平成25年6月に大気汚染防止法の一部を改正する法律(平成25年法律第58号)が公布され、平成26年6月1日から施行することになりました。

【変更の主な理由】

- 建築材料に石綿が使用されているか否かの事前調査が不十分である事例が確認されています。また、環境省が実施している大気中の石綿濃度のモニタリングにおいても、石綿除去現場からの石綿飛散事例が確認されています。
- 発注者が石綿を使用した建築物等の解体工事等を発注する際に、できる限り低額で短期間の工事を求めることが、また、施工者も低額・短期間の工事を提示することで契約を得ようとするにより、石綿飛散防止対策が徹底されなくなる問題が指摘されています。
- 昭和31年から平成18年までに施工された石綿使用の可能性がある建築物の解体等工事は、平成40年頃をピークに全国的に増加することが見込まれます。

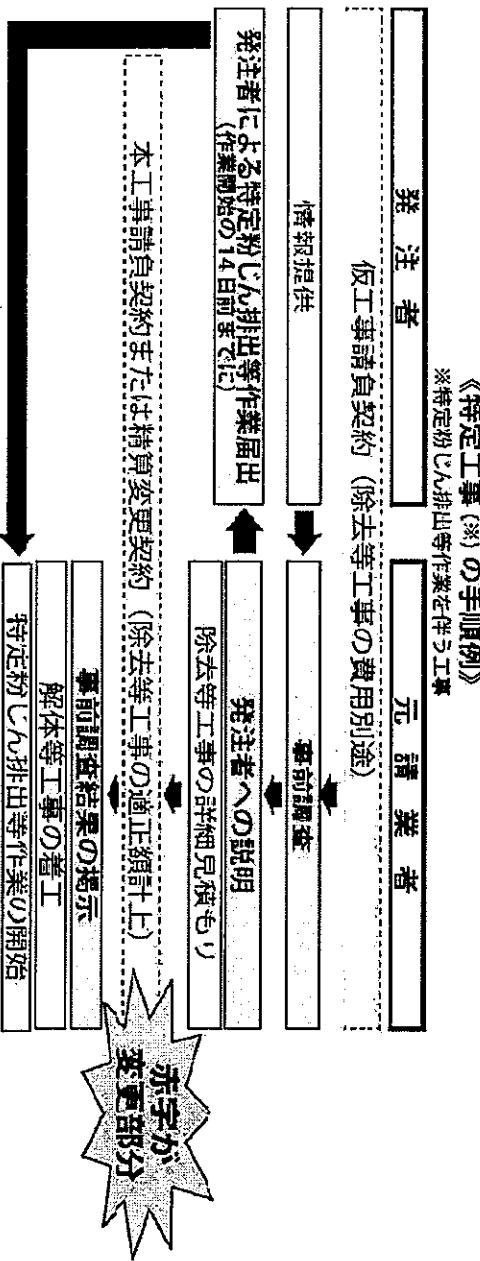
手続きはどのように変更になるの？

建築物や工作物の解体等によって生じる石綿の飛散を防ぐために、「改正大気汚染防止法」により、以下のように手続きが変更になります。

●特定粉じん排出等作業の実施の届出

石綿を使用している建築物や工場のプラントなどの工作物を解体、改造、補修する場合、工事の発注者又は自主施工者は、作業の場所、作業期間、作業の方法などについて作業を始める日の14日前までに都道府県などの窓口に届出をしなければなりません。

●新しい手続きの流れ



【発注者への説明事項】

- ① 調査を終了した年月日
- ② 調査の方法
- ③ 調査の結果
- ④ 特定粉じん排出等作業の種類
- ⑤ 特定粉じん排出等作業の実施の期間
- ⑥ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ⑦ 特定粉じん排出等作業の方法
- ⑧ 特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の部分における特定建築材料の種類並びにその使用箇所及び使用面積
- ⑨ 特定粉じん排出等作業の工程を明示した特定工事の工程の概要
- ⑩ 特定工事を施工する者の現場責任者の氏名及び連絡場所
- ⑪ 下請負人が特定粉じん排出等作業を実施する場合の当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所

【届出窓口】

都道府県、指定都市、中核市、他の一部の市、その他に条例で届出の受付や監督を委任されている市

届出のお問い合わせ窓口は環境省HPに掲載 URL <<http://www.env.go.jp/air/osen/law/contact.html>>

どんなものが対象になるの？

「大気汚染防止法」に基づき、特定建築材料が使用されている建築物又は工作物の解体、改造、補修作業を行う場合に届出などが必要となります。

特定建築材料とは

特定建築材料とは、吹付け材、断熱材、保温材、耐火被覆材のうち、石綿を意図的に含有させたもの又は石綿が質量の0.1%を超えて含まれているものです。



耐火被覆材:柱・梁



断熱材:屋根

出典:吹付けアスベスト施行部位事例 日本石綿製品工業会 石綿処理部会

特定建築材料とその使用箇所の例

材料の区分	建築材料の具体例	使用箇所の例(使用目的)
吹付け石綿	①吹付け石綿 ②石綿含有吹付けロックウール(乾式・湿式) ③石綿含有ひる石吹付け材 ④石綿含有パーライト吹付け材	壁、天井、鉄骨 (防火・耐火、吸音性等の確保)
石綿を含有する断熱材 (吹付け石綿を除く)	①屋根用折版裏断熱材 ②煙突用断熱材	屋根裏、煙突 (結露防止・断熱)
石綿を含有する保温材 (吹付け石綿を除く)	①石綿保温材 ②石綿含有けいそう土保温材 ③石綿含有バーライト保温材 ④石綿含有けい酸カルシウム保温材 ⑤石綿含有ひる石保温材 ⑥石綿含有水練り保温材	ボイラー、化学プラント、焼却炉、ダクト、配館の曲線部 (保温)
石綿を含有する耐火被覆材 (吹付け石綿を除く)	①石綿含有耐火被覆材 ②石綿含有けい酸カルシウム板第二種 ③石綿含有耐火被覆塗り材	鉄骨部分、鉄骨柱、梁、エレベーター (吹付け石綿の代わりとして耐火性能の確保、化粧目的)

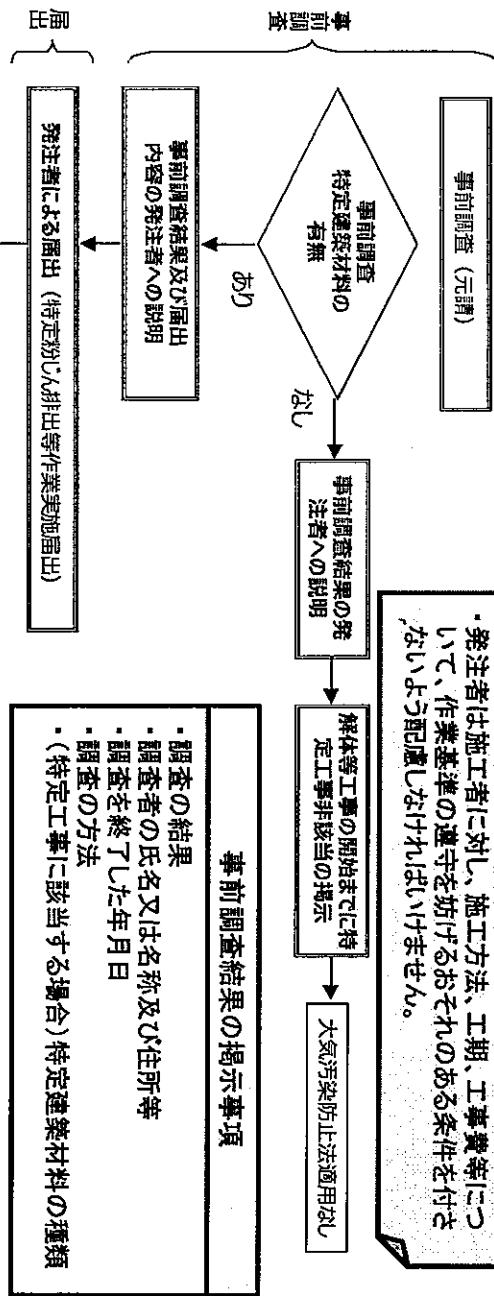
なお、これらに該当しない石綿含有成形板等(いわゆるレベル3)は、特定建築材料とはなっていませんが、解体等の際、機械による破碎等を行うと石綿が飛散するおそれがあるので、材料を薬液等で湿潤化して手荒らじにより取り外しを行うなど、飛散防止対策に留意する必要があります。

対策はどうにするの?

大気汚染防止法による飛散防止対策

【除去作業等の一般的な手順】※赤字が変更部分

- ・発注者は受注者が行う調査に要する費用を適正に負担すること等に協力しなければいけません。
- ・発注者は施工者に対し、施工方法、工期、工事費等について、作業基準の遵守を妨げるおそれのある条件を付さないよう配慮しなければいけません。



作業場及び前室が負圧に保たれていること、集じん・排気装置が正常に稼動することを確認し、記録・保存します。



除去の開始後、集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器*を使用し、集じん・排気装置が正常に稼動することを確認し、記録・保存します。

*デジタル粉じん計、パーソナルカウンターリアルタイムファイバーモニター

他に必要な手続きは？

大気汚染防止法における規制

建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策に関する法律としては、大気汚染防止法以外に労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建築基準法などがあります。このうち労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に石綿の飛散防止に関する作業基準等が定められており、工事施工者等はこれらの関係法令に基づき適正に作業を行う必要があります。

● 労働安全衛生法、石綿障害予防規則における規定

建築物の解体等の工事で生じる石綿粉じんが作業環境を著しく汚染し、労働者の健康に重大な影響を及ぼすことを防止する観点から作業場内での基準等が定められています。

● 廃棄物処理及び清掃に関する法律における規定

特定管理産業廃棄物に指定された廃石綿等について、その分別、保管、収集、運搬、処分等を適正に行うため必要な処理基準等が定められています。

● 建築基準法における規定

建築物の大規模な増改築時には吹付け石綿及び石綿含有吹付けロックウールの除去が義務付けられ、また、石綿の飛散のおそれがある場合には、除去等の勧告・命令ができることが定められています。

● 建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)における規定

他の建築廃棄物の再資源化を妨げないよう、石綿含有建築材料は、原則として他の建築材料に先がけて解体等を行い、分別しておくことが定められています。

● また地域によっては、地方自治体が条例を定めて規制をしている場合がありますので、当該作業を行う場所を管轄する都道府県、市町村にお問い合わせください。

● 石綿(アスベスト)関連および改正内容の更なる情報については環境省のホームページをご覧ください。<http://www.env.go.jp/air/asbestos/index.html>

解体作業時等の届出、作業基準等の詳細については、環境省ホームページに掲載している「建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル」をご覧ください。
http://www.env.go.jp/air/asbestos/litter_ctrl/manual_td/index.html

水・大気環境局 大気環境課

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館
TEL 03-3581-3351(代表) 内線6536 FAX 03-3580-7173

<http://www.env.go.jp/>